

令和 年 月 日

保護者 様

愛知県立宝陵高等学校長 鳥居 伸仁

感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止となります。医療機関を受診し、医師による診断を受けた後に下記の「出席停止報告書」を御記入ください。

なお、疾病が治癒し、医師より登校許可がありましたら、「出席停止報告書」及び受診した際の領収書の写しを保健室へ御提出ください。

令和 年 月 日

出席停止報告書

愛知県立宝陵高等学校長 殿

年 組 番 氏名 _____

保護者氏名 _____

下記感染症にて治療中でしたが、治癒し、医師からの登校許可をいただきましたので報告します。

●病 名 _____

●出席停止指示日 年 月 日
(受診日)

●出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

●医療機関名 _____

出席停止となる感染症について

感染症の種類	出席停止期間
第1種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱 マールブルグ病 ペスト 痘そう 南米出血熱 重症急性呼吸器症候群(SARS) 急性灰白髄炎 中東呼吸器症候群(MARS) ジフテリア 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 * <u>指定感染症</u> 新感染症	治癒するまで
第2種 インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮下するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(流行性下痢嘔吐症等)	

※第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。